

税の申告準備はお早めに



申告相談期間 2月16日(火)～3月15日(月)

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告の相談会を行います。早めに準備して、所定の会場で申告を済ませてください。

電話相談を随時お受けしていますので、申告の有無や必要書類などご不明な点については、相談会場に行く前に税務課へご相談ください。

■問い合わせ 税務課市民税係 (TEL) 210214

申告が必要な人

- ① 事業所得(営業等・農業による所得)や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人
 - ② 勤務先から「給与支払報告書(源泉徴収票)」が提出されていない給与収入のある人(年の途中で退職して1カ所で年間30万円以下の給与収入のある人など)
 - ③ 給与所得者で給与以外の所得があった人、または2カ所以上から給与を受けた人
 - ④ 給与所得者で年末調整が済んでいない人(源泉徴収票をもらっていない人)、または医療費控除などを受けようとする人
 - ⑤ 公的年金等の所得のみでも、社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除・医療費控除などを受けようとする人
 - ⑥ 寡婦(夫)控除、または障害者控除などの適用を受けようとする人。ただし、その控除が給与で年末調整済みの場合は、申告は不要です。
 - ⑦ 非課税証明書が必要な人
- ※給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。
- ※所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書の提出は不要です。

申告に必要なもの

- ① 申告用紙(すでにお持ちの場合)
 - ② 印鑑(朱肉を使用するもの)
 - ③ 給与・公的年金等の源泉徴収票(扶養親族分も)持参ください
 - ④ 個人年金や生命保険の満期等の受取金額が分かるもの
 - ⑤ 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの
 - ⑥ 事業所得(営業等、農業)不動産所得のある人は、帳簿や通帳、領収書など収入・支出金額が分かるもの
 - ⑦ 医療費控除を受けようとする人は、領収書と保険金等で補てんされた金額の明細書
 - ⑧ 各種領収書または控除証明書(生命保険料、地震保険料、平成18年末までに契約締結された長期損害保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、寄附金など)
- ① 申告用紙は、市役所税務課、各地域局、各地域市民センターに備えています。

申告に関する注意事項

- ① 申告用紙は、市役所税務課、各地域局、各地域市民センターに備えています。
- ② 申告をしないと、保育園の入園、市営住宅入居の申し込み等の各種申請に必要な所得・課税証明書が発行できない場合があります。
- ③ 国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している人は、申告をしないと国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。収入がなかった人および非課税所得(遺族年金・障害年金・失業給付金等)のみの人も申告が必要です。
- ④ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受けようとする人、または初めて事業所得の申告をしようとする人は、高梁税務署(向町(TEL)2546)で申告してください。
- ⑤ 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。事前に「障害者控除対象者認定書」の発行を市役所で受け、ご持参ください。また医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目からは介護保険の主治医意見書により、証明書の発行が市役所でできる場合があります。詳しくは保険課介護保険係(TEL)210299)、または各地域局へお問い合わせください。



⑥生命保険や郵便局の個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は掛金等を差し引いた金額がそれぞれ雑所得、一時所得となります。必ず郵便局や保険会社等から送付される「支払調書」等をご持参の上、申告してください。

⑦昨年度から寄附金税制が拡充されています。市県民税での税額控除を受けるには、「寄附金税額控除申告書」に寄附金受領証明書を添付して提出してください。申告書は市役所税務課および各地域局、各申告会場に備えています。また、確定申告で寄附金控除の適用を受ける場合は、市へ申告書を提出する必要があります。

なお、地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）については、基本控除に加え、5000円を超える部分について一定の限度まで、特例控除が適用されます。

申告にあたってのお願い

申告会場が込み合うことが予想されますので、次のとおりご協力をお願いします。

①申告書を作成済みで、提出の場合、市役所税務課および各地域局で随時受け付けます（郵送可）。また各申告会場でも受け付けており、この場合は相談の順番待ちの必要はありません。

②税務署から申告書を送付された人および青色申告者は、税務署へ提出してください。

③農業所得のある人は、領収書等を整理し、収入ごと・経費ごとにまとめ、収支内訳書を作成してご持参ください。

④医療費控除を受けようとする人は、医療を受けた人、医療機関ごとに領収書を分け、あらかじめ集計しておいてください。また、保険金等で補てんされた金額（高額療養費、出産育児一時金等）があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成してください。なお、領収書の日付（平成21年中のもの）を必ずご確認ください。

⑤国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告書に証明する書類（控除証明書や領収書）の添付が義務付けられていますので、必ずご持参ください。

平成22年度

市民税・県民税の税制改正

地方税法の改正により、平成22年度以降の市民税・県民税に適用する現行制度が延長・拡充されます。

住宅ローン特別控除を創設

○対象者および控除額

平成21年～平成25年末までに、新築または増改築した住宅に入居した人で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額、もしくは所得税の課税総所得金額等の5%のいずれか小さい額（上限9万7500円）。

○手続き

市への申告は不要です。初年度は税務署での確定申告、2年目以降は確定申告または年末調整による申告が必要です。※平成11年～平成18年に入居し、税源移譲に伴う現行の経過措置で市への申告が必要であった人も、原則として市への申告は不要となります。

上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率を延長

平成21年1月1日～平成23年12月31日の上場株式等の配当および譲渡益は、引き続き10%の軽減税率（所得税7%、市県民税3%）が適用されます。

土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を創設

平成21年、22年の2年間に取得した土地等（譲渡する年の1月1日時点で所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合に、その譲渡所得金額から10000万円（当該譲渡所得金額が1000万円に満たない場合には、当該譲渡所得金額）が控除されます。